

熱海市における情報共有システム活用  
の手引き

令和8年4月

熱海市

## — 目 次 —

- 1 はじめに
- 2 対象工事
- 3 システム利用
  - (1) システム利用の決定
  - (2) システム利用の流れ
- 4 システム契約及び費用
- 5 システムの機能要件等
  - (1) システムの機能要件
  - (2) システムの機能
  - (3) システム利用者
- 6 工事帳票の取扱い
  - (1) 工事帳票
- 7 工事帳票の提出
  - (1) 受注者
  - (2) 発注者
- 8 検査
  - (1) 検査の準備
  - (2) 検査

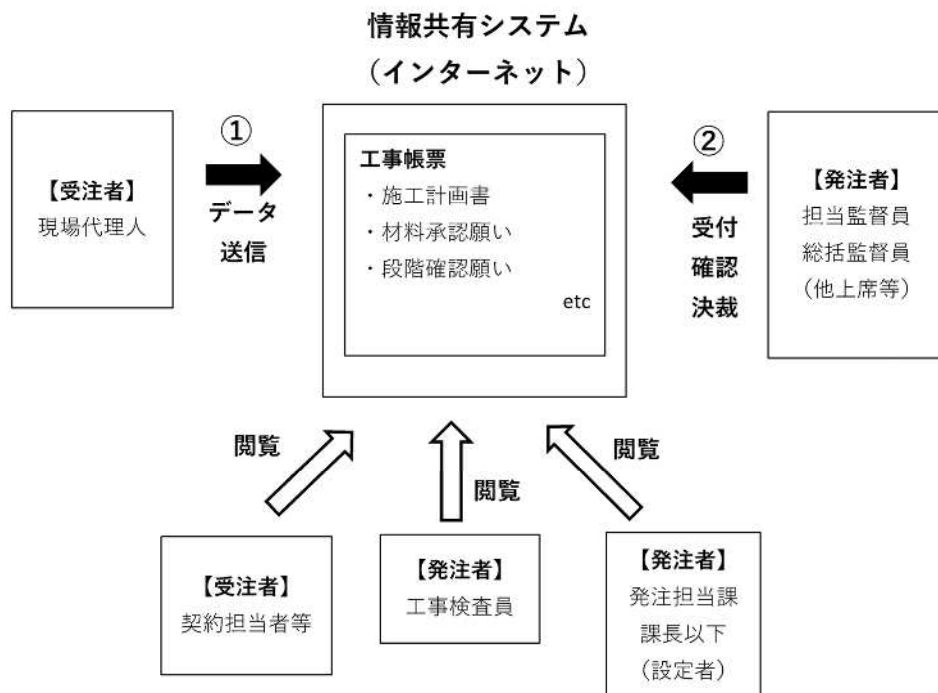
## 1 はじめに

情報共有システムとは、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムである。国土交通省は、建設事業における受発注者の生産性の向上、工事目的物の品質確保の推進の一貫として情報通信技術を導入する方針を打ち出しており、情報共有システムの活用を積極的に図っていることから、熱海市の建設工事においても、ASP(※1)によるシステムを活用し、受発注者がインターネットを介して資料の提出・確認・承認・スケジュール管理等の情報を共有することで、業務の効率化及び生産性の向上を図る。(図1のとおり)

「熱海市における情報共有システム活用の手引き」は、情報共有システムの適切な活用と統一的な運用を図るために作成したものであり、必要に応じて適宜見直しを行う。

※1 Application Service Provider の略。インターネットを介してソフトウェア等のサービス(機能)を提供するプロバイダ(事業者・人・仕組み等全般)のこと

図1 情報共有システムを活用した情報共有のイメージ



## 2 対象工事

原則、熱海市が発注する当初請負代金額 3,500 万円以上の建設工事を対象とする。ただし、受注者は情報共有システムの利用が著しく困難な場合は、発注者と協議し利用しないことができる。また、当初請負代金額 300 万円以上 3,500 万円未満の建設工事において、受注者が利用する場合は、情報共有システムの利用を発注者との協議で利用することができる。

## 3 システム利用

### (1) システム利用の決定

受注者は、システムの利用を発注者と協議し決定する。

受注者は、システムを利用する場合は、工事契約後に協議書を担当監督員に提出する。なお、情報共有システムのシステム提供者は、「9 システムの機能要件等」に対応し、ASP 方式で提供できるものから受注者が選定する。

工事担当課は、利用を承諾する場合、その旨を記載し受注者に回答する。その際、発注者側のシステム利用者を受注者に通知する。以下に記載例を示す。(図 2, 3 のとおり)

図 2 協議書記載例

工 事 番 号		指示・承諾・協議・提出・報告書	
建設工事名		請負代金額	円
建設工事箇所	熱海市 地内	着手年月日	年 月 日
		完成年月日	年 月 日
下記のように指示、承諾、協議、 提出、報告する。願いたい。		契約担当者 監 督 員 受 注 者	印
年 月 日 現場代理人			
<b>情報共有システムの利用について</b>  <b>当該工事について、情報共有システムを利用した            ため協議願います。</b>  <b>システム提供者：〇〇〇</b>  <b>システム名：〇〇〇〇</b>			
<b>※利用にあたり登録が必要となる            利用者別紙下の通りです。</b>			
上記について承諾する。 <input type="checkbox"/> 受理する。		契約担当者 監 督 員 受 注 者	印
年 月 日			

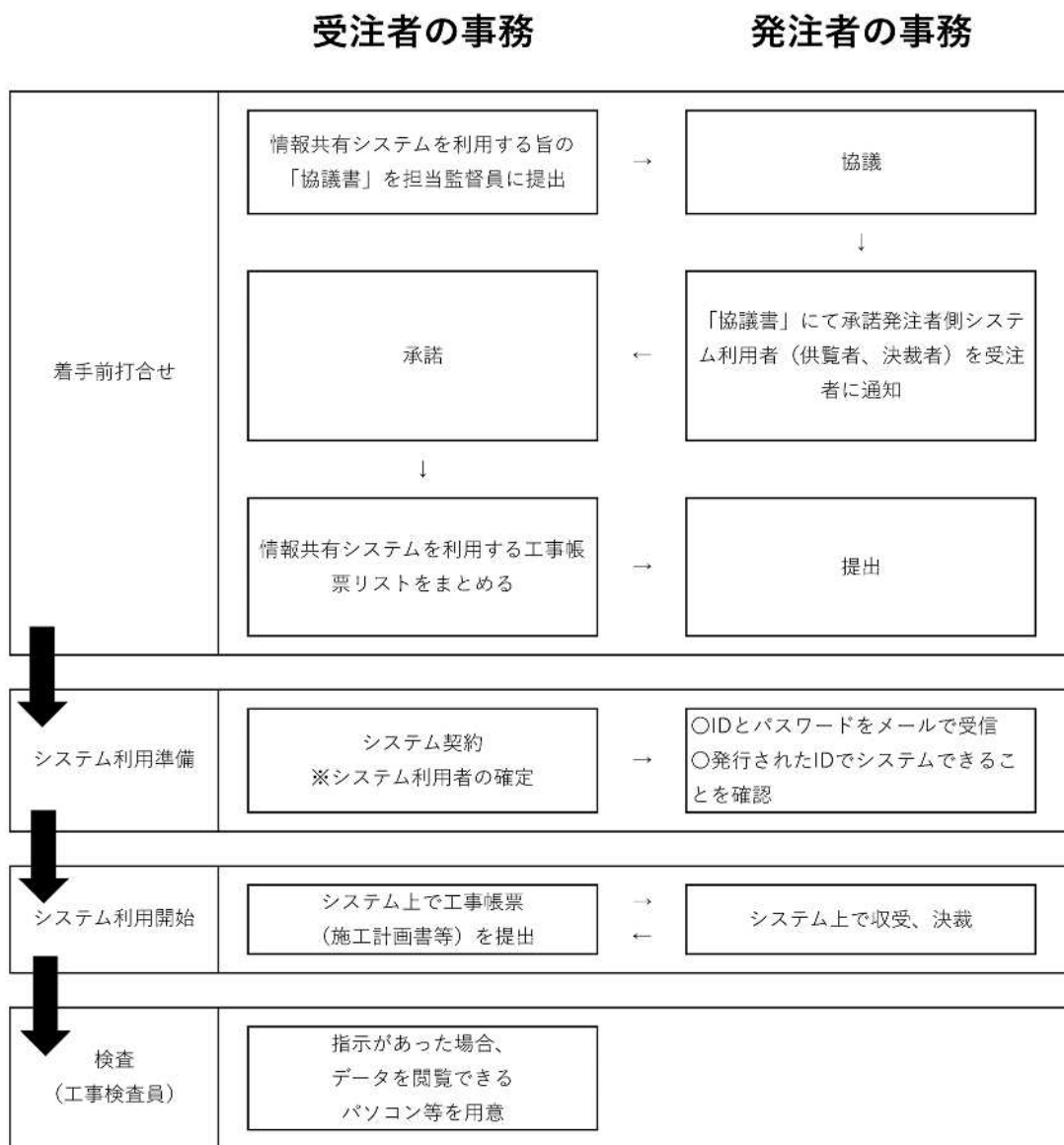
図 3 (発注者) 利用者一覧表記載例

情報共有システム利用者一覧			
利用者		メールアドレス	備考
総務監督員	〇〇 〇〇	〇〇〇@〇〇.jp	
主任監督員	〇〇 〇〇	〇〇〇@〇〇.jp	
担当監督員(受注者)	〇〇 〇〇	〇〇〇@〇〇.jp	
発注課課長	〇〇 〇〇	〇〇〇@〇〇.jp	閲覧のみ
発注課担当	〇〇 〇〇	〇〇〇@〇〇.jp	閲覧のみ

(2) システム利用の流れ

図4 に、情報共有システムの利用の流れを示す。

図4 システム利用の流れ



#### 4 システム契約及び費用

発注者及び受注者が利用する情報共有システムのシステム提供者との契約及び利用料金の支払いは、受注者が行うものとする。

#### 5 システムの機能要件等

##### (1) システムの機能要件

システムの機能要件は、下記に示すとおりとする。また、機能の詳細について各要件を確認すること。

##### ① 土木工事

国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev. 5.2 以上)」を満たすもの

##### ② 建築・建築設備工事

国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版 営繕工事編」を満たすもの

##### ③ セキュリティ要件

セキュリティ要件における情報共有システムと利用者との通信の暗号化については、T L S 1.2 以上とする。また、熱海市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

##### (2) システムの機能

システムの利用にあたっては、下記の機能を必須とし、その他の機能の利用については、受発注者間で協議して決定する。

- ・ 工事帳票の授受に関する機能（発議書類作成機能・ワークフロー機能・書類管理機能）
- ・ 工事後に保管が必要な書類を出力する機能（工事書類等入出力機能・保管支援機能）

### (3) システム利用者

システム利用者は、工事ごとに設定する。

担当監督員を「担当監督員（受注者）」と表示されるように登録すること。

担当監督員は、事前協議の際に発注者側の利用者を受注者に通知する。

図1に、システム利用者の構成の例を示す。

表1 システム利用の構成例

	利用者	備考
発注者	総括監督員	
	主任監督員	
	担当監督員（受注者）	
	発注課課長	閲覧のみ
	発注課担当	閲覧のみ
受注者	現場代理人	
	監理技術者	
	主任技術者	
	契約担当者	閲覧のみ

システム利用者は、必要に応じて追加・削除すること。

## 6 工事帳票の取扱い

### (1) 工事帳票

#### ア 対象とする工事帳票

「帳票（鑑）作成機能」で作成する工事帳票は「工事打合せ簿」等とし、「帳票（添付）作成機能」の対象とする工事帳票は表2に示すとおりとする。

表2 工事帳票

	No.	書類名称	書類の基本的な取扱い		備考
			LGWAN-ASP	紙	
開契約係約	1	工事着手届、兼現場代理人等通知書		○	熱海市建設工事執行規則
	2	工程表(変更工程表)		○	熱海市建設工事執行規則
工事着手前	3	情報共有利用協議書		○	
	4	施工計画書	○		仕様書等に明記の場合
	5	施工体制台帳・施工体系図	○		建設業法 仕様書等に明記の場合
	6	下請負人通知書	○		※必要な場合 熱海市建設工事執行規則
	7	材料承認願	○		仕様書等に明記の場合
	8	休日・夜間作業届	○		仕様書等に明記の場合
	9	指示・協議・承諾・提出・報告書	○		熱海市建設工事監督員規程
	10	段階確認・立会願	○		仕様書等に明記の場合
工事中	11	工事材料検査簿		○	熱海市建設工事執行規則
	12	工事工程月報	○		※必要な場合 熱海市建設工事執行規則
	13	工事記録簿	○		※必要な場合 熱海市建設工事執行規則
	14	工期延長願		○	熱海市建設工事執行規則
	15	出来形検査申請書		○	熱海市建設工事執行規則
	16	完成届出書		○	熱海市建設工事執行規則
	17	手直し完了届出書		○	熱海市建設工事執行規則
工事完成時	18	出来形管理	○		仕様書等に明記の場合
	19	安全・訓練等の実施報告書	○		仕様書等に明記の場合
	20	建設副産物、残土処分	○		仕様書等に明記の場合
	21	建退共証紙受払簿(写)	○		仕様書等に明記の場合
	22	品質証明書、品質管理表	○		仕様書等に明記の場合
	23	使用材料品質証明書	○		仕様書等に明記の場合
	24	創意工夫・社会性等に関する実施状況	○		仕様書等に明記の場合
	25	工事写真	○		別に電子媒体(CD-R)に保存し提出

## 7 工事帳票の提出

### (1) 受注者

受注者は、システム上で共有した工事帳票を電子媒体により工事完成図書とともに担当監督員に提出する。

その際は、下記の点に注意すること。

- ・電子媒体は、原則としてCD-R（またはDVD-R）とする（紙媒体での提出は不要）。
- ・提出する電子媒体の部数は1部とする。
- ・紙媒体で提出した書類を電子化する必要はない。

### (2) 発注者

発注者は、工事完成図書納品時に電子媒体により提出された工事帳票を、工事書類に綴る。

なお、工事途中で変更契約のために契約検査課に工事書類を提出する際は、システム上で共有した工事帳票は添付しなくてよい。

## 8 検査

### (1) 検査の準備

- ・受注者は、指示があった場合、検査に用いるパソコン等の機器を準備する。

### (2) 検査

・原則、システム上で共有した工事帳票はパソコン等で確認し、紙媒体で共有した工事帳票は紙媒体での検査とする。中間検査等の完成検査以外の検査も同様とする。

- ・検査の結果、内容に不備があれば修正を行う。